

# 第2期平川市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月



# も く じ

第1章	計画策定の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の策定体制	2
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状	3
1	人口と世帯の状況	3
(1)	総人口及び年齢3区分別人口の推移及び推計	3
(2)	世帯数と1世帯あたり人員の推移	3
2	出生の状況	4
(1)	出生数の推移	4
3	女性の就労状況	5
(1)	男女別労働力率の推移	5
(2)	女性の年齢別労働力率	5
4	児童の状況	6
(1)	児童数の推移	6
(2)	将来の児童数の推計	6
5	教育・保育施設の状況	7
(1)	教育・保育施設の推移	7
6	母子保健サービスの状況	8
(1)	妊婦届出	8
(2)	医療機関委託健康診査	8
(3)	乳幼児集団健康診査	9
(4)	乳幼児歯科健康診査	10
(5)	精神発達精密健康診査	13
(6)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	13
(7)	「エジンバラ産後うつ病」スクリーニング	14
(8)	子育て広場	14
(9)	思春期保健事業	15
(10)	パパママ教室	15
(11)	母乳ケア	15
(12)	未就学児指導教室（幼児サポート教室）	15
第3章	計画の基本理念及び施策の展開	16
1	基本理念	16
2	基本目標	16
	基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり	16

	基本目標2 「安心して子どもを育てることができる」まちづくり	17
	基本目標3 「地域で子どもを育てる」まちづくり	17
	基本目標4 「子どもと親、地域の子育てを支援する」まちづくり	17
	基本目標5 「子育て家庭が快適に暮らせる」まちづくり	17
3	施策の体系	18
4	施策の展開	19
	1-1 教育環境の充実	19
	1-2 子どもが子どもとして育つ権利の確保	20
	1-3 安全の確保	21
	1-4 思春期対策の充実	22
	2-1 仕事と家庭生活を両立するための環境整備	22
	2-2 育児ストレスの軽減	24
	2-3 親子の健康の確保	24
	3-1 子育て支援ネットワークづくり	25
	3-2 子どもの周囲の有害環境対策	26
	3-3 子どもを見守る仕組みづくり	26
	4-1 保育サービスなどの充実	27
	4-2 子どもの居場所づくり	28
	4-3 より支援が必要な家庭への配慮	28
	5-1 子育てしやすい住環境の整備	29
	5-2 公共施設等の整備	29
第4章	計画の策定	31
1	教育・保育提供区域について	31
2	施策目標	31
(1)	施設型給付事業	31
	① 教育・保育施設（幼稚園・認可保育所・認定こども園）	31
(2)	地域型保育給付事業	33
	① 小規模保育事業	33
	② 家庭的保育事業	33
	③ 居宅訪問型保育事業	33
	④ 事業所内保育事業	33
(3)	相談支援事業	33
	① 利用者支援事業	33
	② 地域子育て支援拠点事業	34
(4)	訪問事業	35
	① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	35
	② 養育支援訪問事業	35
(5)	通所事業	36
	① 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	36

② 延長保育事業（時間外保育事業）	37
③ 一時預かり事業	37
④ 病児・病後児保育事業	38
⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	38
(6) 母子保健事業（健やか親子21事業）	39
① 母子健康手帳の交付事業	39
② 妊婦健康診査事業	39
③ 妊婦相談及びマタニティマークの普及事業	40
④ 乳幼児健康診査事業	40
⑤ 歯科保健事業	41
⑥ 乳幼児栄養相談事業	41
⑦ 子育て広場事業	41
⑧ 精神発達精密検査事業	41
⑨ 思春期教室事業	42
⑩ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止事業	42
⑪ 産前産後支援事業	42
(7) その他事業	42
① ファミリー・サポート・センター事業	42
② 要保護児童対策地域協議会	43
③ 未就学児指導教室（幼児サポート教室）	43
④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	43
(8) 母子保健事業「健やか親子21（第2次）」における課題や指標	44
第5章 計画の策定（その他の事項）	48
1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	48
2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	48
3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	48
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する青森県との連携	48
5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	49
第6章 計画の推進	50
1 計画の推進体制	50
2 進捗状況の管理	50
資料編	
1 子ども・子育て会議	51
(1) 平川市子ども・子育て会議条例	51
(2) 平川市子ども・子育て会議の委員名簿	52



## 第1章 計画策定の概要

### 1 計画策定の趣旨

近年我が国では、少子化や核家族化に伴い、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加、地域におけるコミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。

平川市においては、平成18年に「平川市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成23年に「平川市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。平成27年には、「平川市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、「地域社会みんなで支えあい、子どもを生き育てることに喜びを感じるまちづくり」を基本理念として、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生き育てることができるまちをめざして、総合的な子育て支援を行ってきました。

このたび、第1期計画が令和元年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や本市の子どもや子育てを取り巻く現状、第1期計画の進捗状況等を踏まえ、全ての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、『第2期平川市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

### 2 計画の位置づけ

#### （1）法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提

供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画として、これまで取組みを進めてきた「平川市次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画として位置づけます。また、安心して妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等についての検討や、母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、母子保健施策を推進するための母子保健計画をこの計画に包含するものとします。

## (2) 他の計画との関係

本計画は、「第2次平川市長期総合プランの前期基本計画（平成29年度～令和3年度）」の部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえながら、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す国民運動計画「健やか親子21（第2次）」（平成27年度～令和6年度）などの関連計画と整合性を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

## (3) 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

# 3 計画の策定体制

## (1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

- ① 調査対象 就学前児童の保護者
- ② 調査期間 平成30年11月26日～平成30年12月10日
- ③ 回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童	1,006人	742人	73.8%

## (2) 「平川市子ども・子育て会議」の開催

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「平川市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

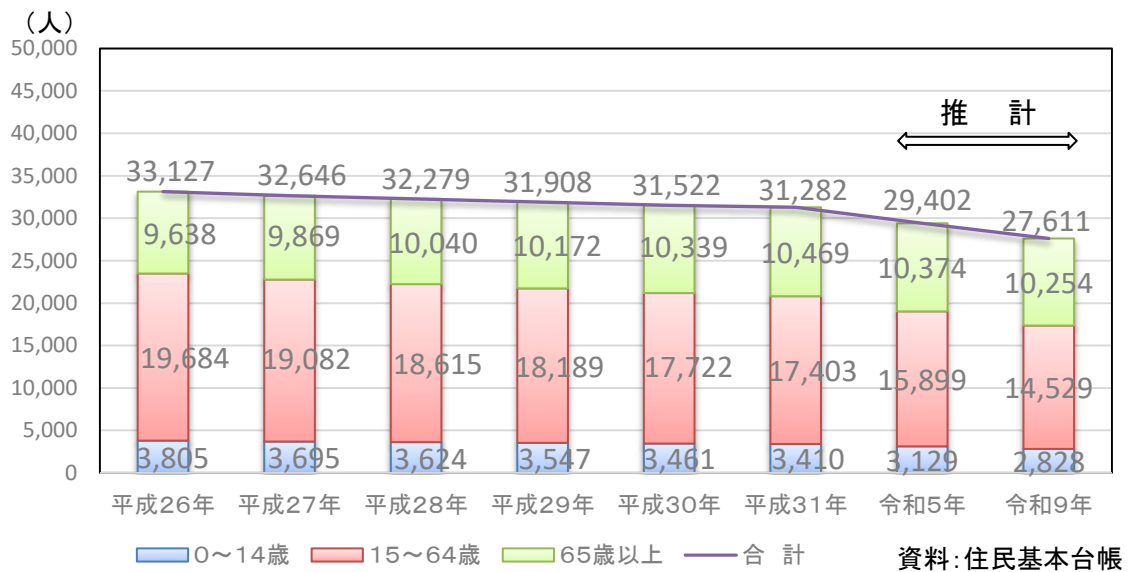


## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 人口と世帯の状況

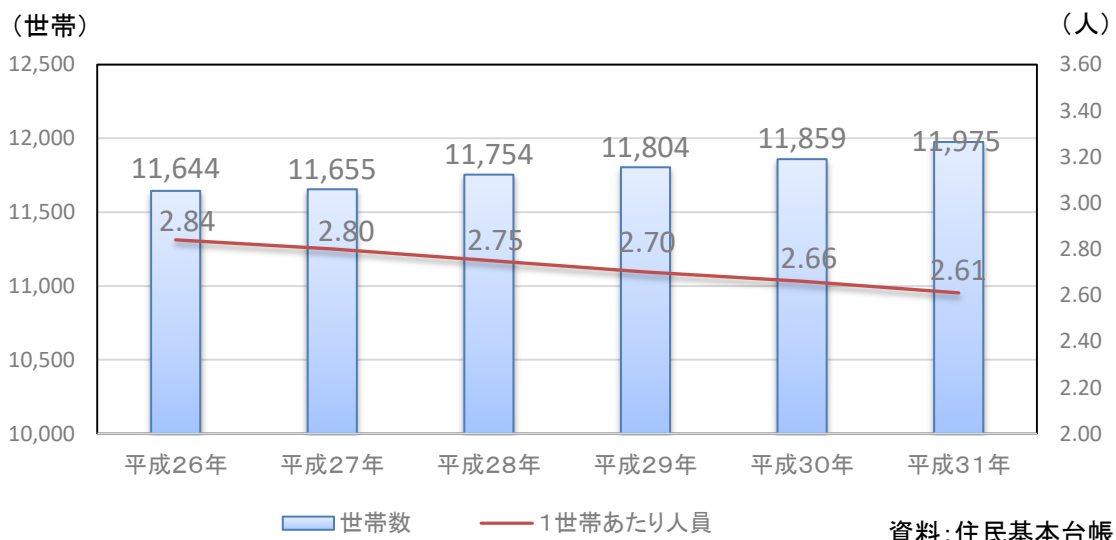
#### (1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移及び推計

本市の人口は、平成31年3月31日現在、31,282人となっています。平成26年から5年間の推移では、減少傾向となっており、1,845人の減少となっています。また、年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、0～14歳の年少人口は減少しており、この減少傾向は今後も続くものとみられます。



#### (2) 世帯数と1世帯あたり人員の推移

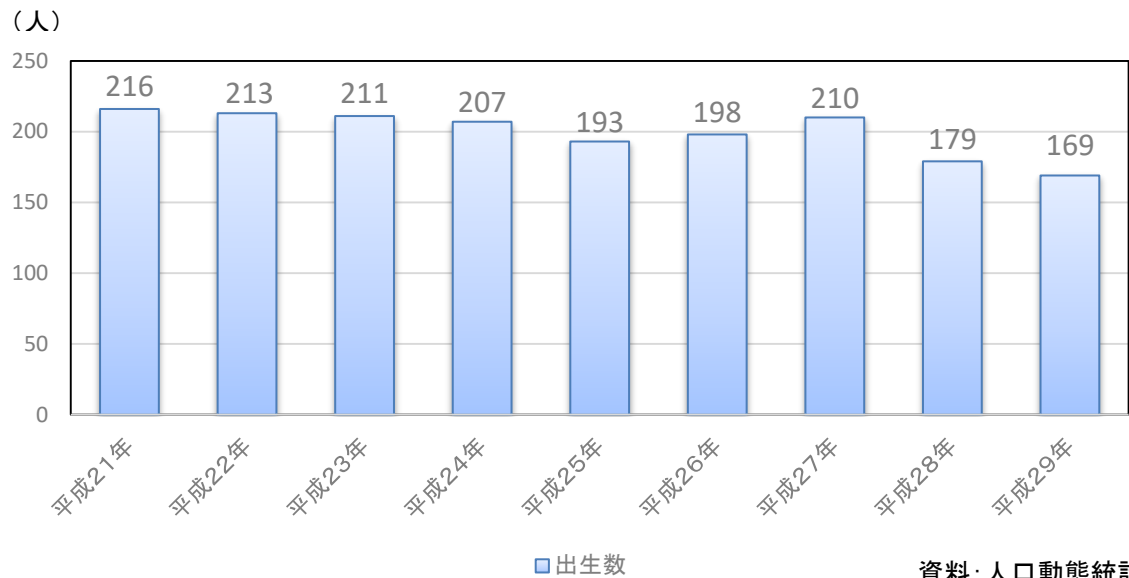
本市の世帯数は、平成31年3月31日現在、11,975世帯となっています。平成26年から5年間の推移では、増加傾向となっており、331世帯の増加となっています。また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、1世帯あたり人員は減少しています。



## 2 出生の状況

### (1) 出生数の推移

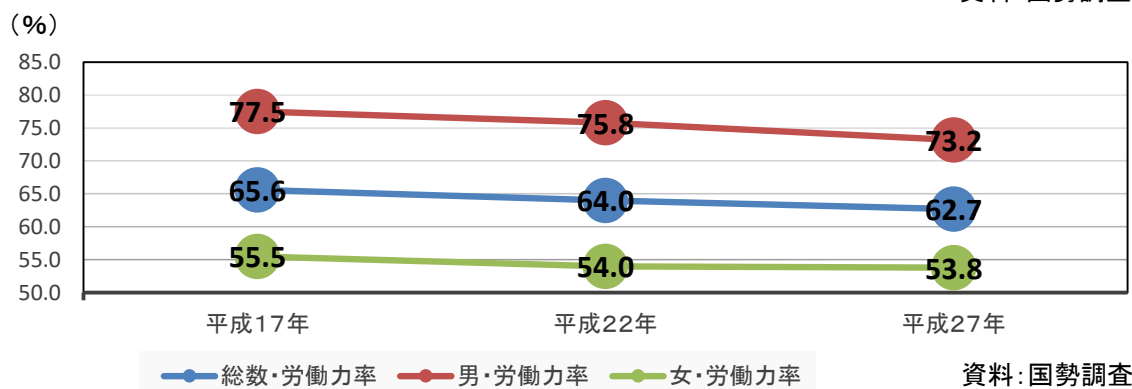
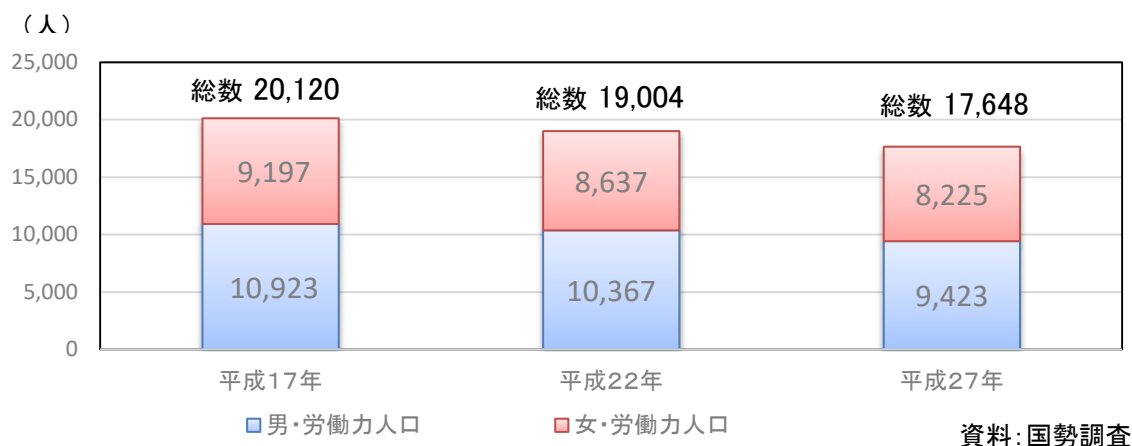
本市の出生数は、平成27年には一時的に増加したものの減少傾向となっています。平成21年と平成29年の出生数を比べると47人の減（▲21.8%）となっています。



### 3 女性の就労状況

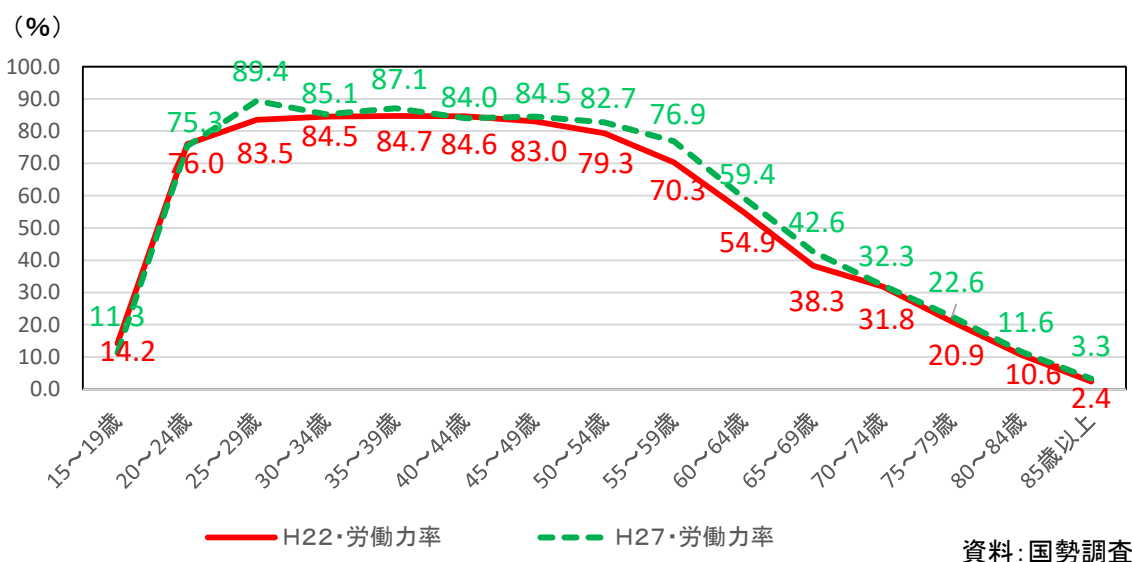
#### (1) 男女別労働力率の推移

平成27年の労働力人口は17,648人で、このうち女性は8,225人です。15歳以上人口に占める割合である労働力率は、男性の73.2%に対して女性は53.8%で、男女間の格差は19.4ポイントとなっています。



#### (2) 女性の年齢別労働力率

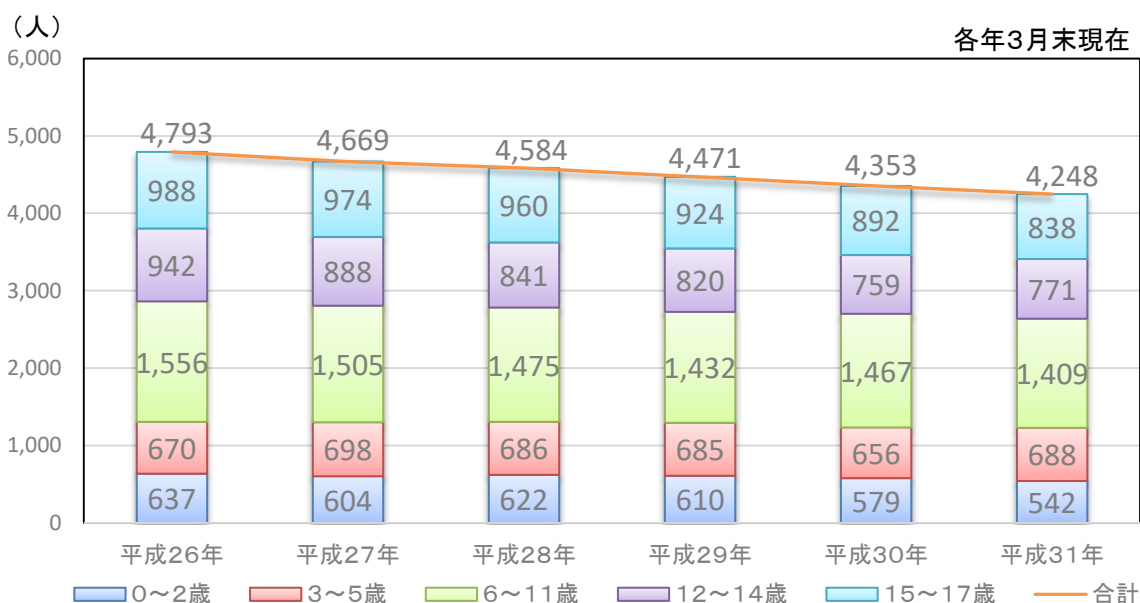
平成27年は平成22年に比べ、20代後半の労働力率が大きく上昇しており、いわゆるM字カーブが見られるが、比較的ゆるやかなものになっています。



## 4 児童の状況

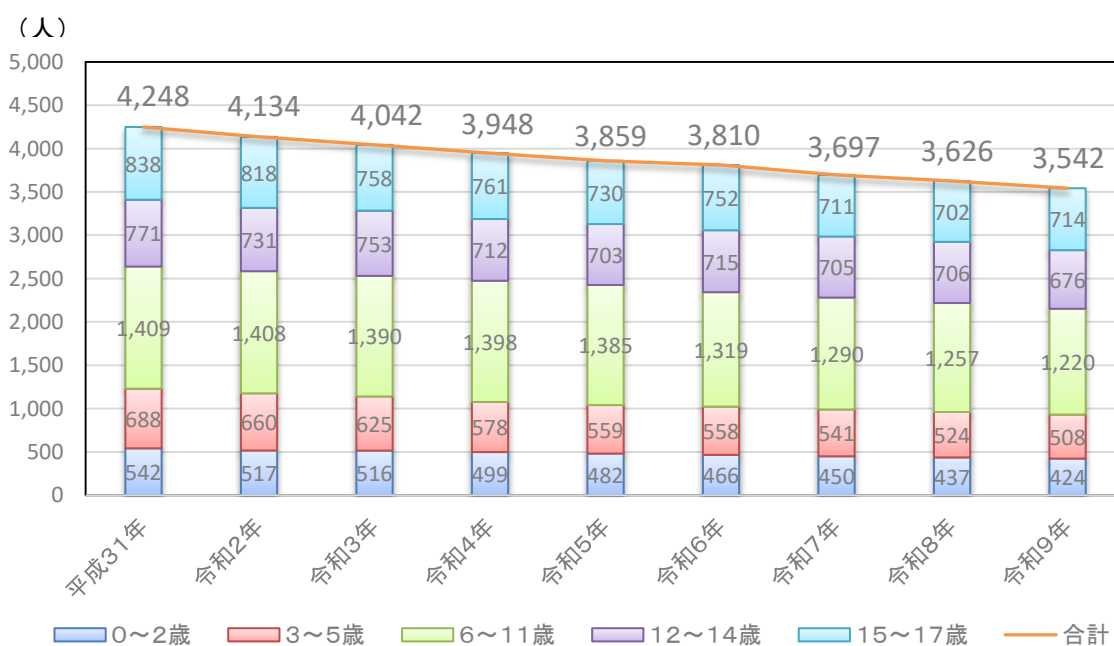
### (1) 児童数の推移

本市の18歳未満の児童数は、平成31年3月31日現在で4,248人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は1,230人、6～11歳の小学生児童数は1,409人、12～14歳の中学生児童数は771人、15～17歳の児童数は、838人となっています。平成26年から31年までの5年間の推移では減少傾向となっており、特に12～14歳の中学生の減少率が高くなっています。



### (2) 将来の児童数の推計

平成31年の18歳未満の児童数は4,248人で、令和9年には706人減(▲16.6%)の3,542人と推計され、今後もこの減少傾向が続くものとみられます。



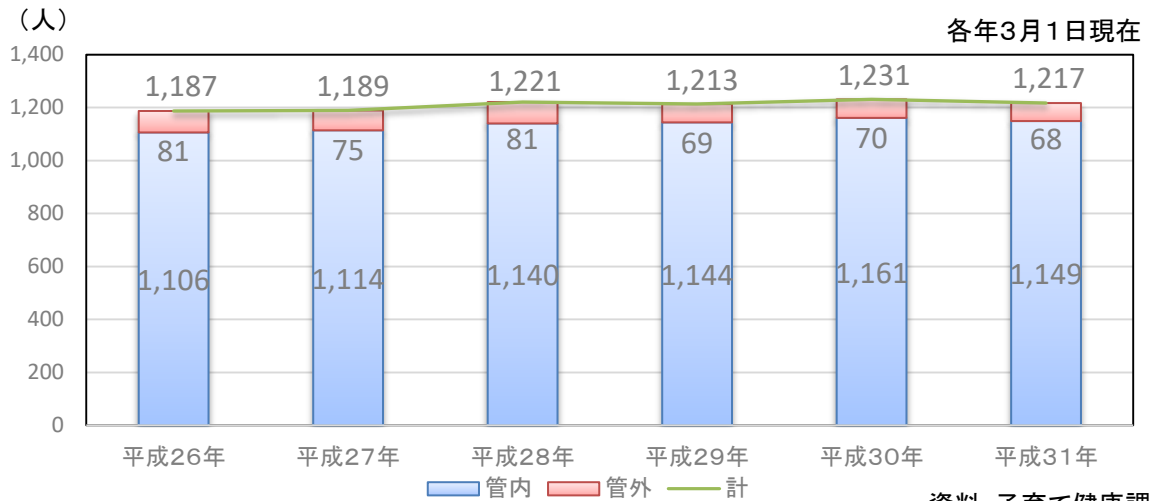
## 5 教育・保育施設の状況

### (1) 教育・保育施設の推移

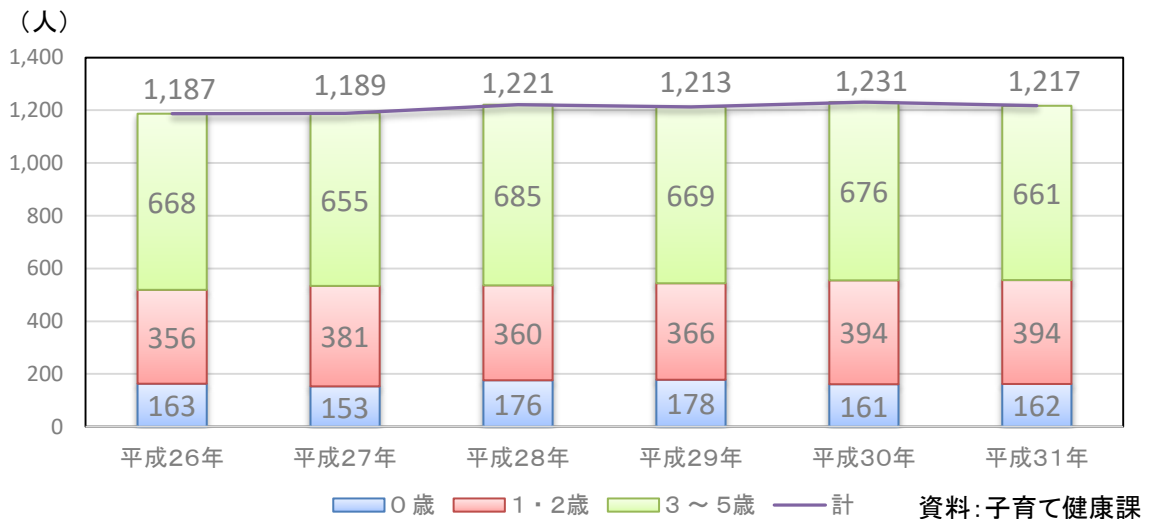
本市の教育・保育施設数は14か所で、利用児童数は平成28年以降概ね横ばいで推移しており、平成31年では1,217人となっています。

年齢別の利用児童数では、1・2歳児の増加割合が高くなっています。

#### ■ 教育・保育施設の利用児童数



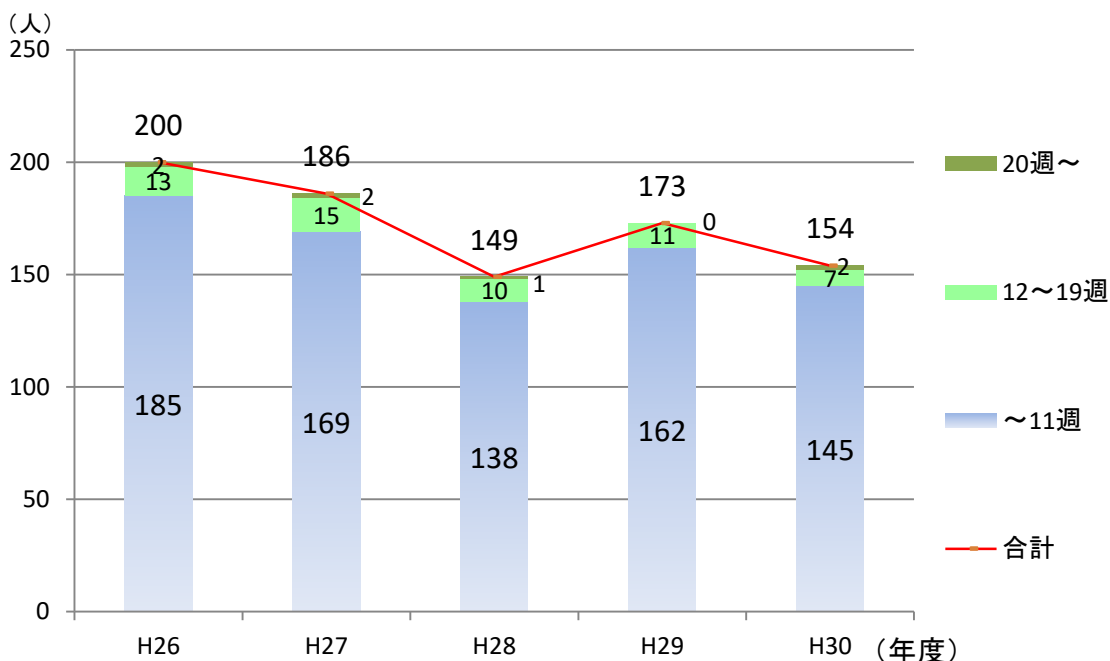
#### ■ 年齢別の教育・保育施設の利用児童数



## 6 母子保健サービスの状況

### (1) 妊娠届出

妊娠届出数は平成30年度は154人で、妊娠週数11週目までに届出されたものは145人（94.2%）になっています。



### (2) 医療機関委託健康診査

乳児一般委託健康診査は、受診票を2枚交付し、1か月児健康診査のほかに、6～8か月児又は9～12か月児の健康診査を実施しています。

妊婦委託健康診査は、基本的な妊婦健康診査受診票14回と、超音波検査4回、子宮頸がん検診、性器クラジミア抗原検査、HTLV-1抗体検査の受診票を交付しています。

#### ① 乳児一般委託健康診査

年度	受診者数 (人)	健康診査 (人)			
		0～2か月	3～5か月	6～8か月	9～12か月
H26	344	188	13	61	82
H27	386	213	7	81	85
H28	334	171	3	79	81
H29	317	159	5	73	80
H30	296	161	5	61	69

#### ② 妊婦委託健康診査受診状況 (14回)

年度	実人員 (人)	延人員 (人)
H26	311	2,472
H27	322	2,489
H28	259	2,018
H29	269	2,071
H30	251	2,283

### (3) 乳幼児集団健康診査

乳幼児集団健康診査は、疾病の早期発見や健やかな発育・発達を支援するため、4か月児、1歳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施しています。

#### ① 4か月児健康診査結果（延べ件数）

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	小児科診察結果（延べ件数）						整形外科診察結果（延べ件数）					
				異常なし	要観察	要指導	要精検	要治療	医療継続	異常なし	要観察	要指導	要精検	要治療	医療継続
H26	212	201	94.8	184	6	0	2	1	8	171	1	27	2	0	0
H27	200	189	94.5	178	3	0	0	2	6	178	0	8	3	0	0
H28	188	183	97.3	172	3	0	1	0	7	178	0	0	4	0	1
H29	170	164	96.5	142	8	0	3	2	9	161	0	0	2	0	1
H30	165	159	96.4	147	1	1	3	2	5	152	0	0	6	0	1

※H30未受診者の状況：未受診者6人全員が医療機関で実施（長期入院含む）

#### ② 1歳児健康診査結果（延べ件数）

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	小児科診察結果（延べ件数）					
				異常なし	要観察	要指導	要精検	要治療	医療継続
H26	196	189	96.4	166	5	2	2	14	0
H27	193	175	90.7	161	6	2	0	1	5
H28	218	207	95.0	193	3	0	2	2	7
H29	193	182	94.3	168	8	0	2	1	3
H30	174	168	96.6	151	7	0	0	2	8

#### ③ 1歳6か月児健康診査結果（延べ件数）

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	小児科診察結果（延べ件数）					
				異常なし	要観察	要指導	要精検	要治療	医療継続
H26	200	194	97.0	139	27	3	3	1	21
H27	198	194	98.0	148	18	2	11	0	15
H28	217	205	94.5	149	30	2	3	1	20
H29	209	205	98.1	153	20	10	5	1	16
H30	188	184	97.9	138	16	4	8	0	18

#### ④ 3歳児健康診査結果（延べ件数）

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	小児科診察結果（尿・視力除く）						耳鼻科診察結果					
				異常なし	要観察	要指導	要精検	要治療	医療継続	異常なし	要観察	要指導	要精検	要治療	医療継続
H26	216	214	99.1	211	1	0	1	0	1	173	4	0	14	18	5
H27	222	218	98.2	212	0	0	0	2	4	168	0	0	17	25	8
H28	212	208	98.1	195	2	0	2	1	8	164	6	0	14	22	2
H29	215	215	100.0	193	7	0	11	1	3	177	2	0	18	11	7
H30	234	232	99.1	222	1	0	0	1	8	183	1	0	26	9	13

#### （４） 乳幼児歯科健康診査

乳幼児の歯科健診は1歳児、1歳6か月児、3歳児は集団健康診査を実施し、2歳児については医療機関で実施しています。2歳児のう蝕有病率は7.9%と年々減少傾向にあり、3歳児のう蝕有病率についても、18.1%と減少傾向にあります。

県平均と比較して低いが、全国平均と比較して、う蝕有病率は高い状況にあります。

#### ① 1歳児歯科診察結果

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	う歯保有者 (人)	う歯保有本数			
					1本	2本	3本	4本
H26	196	189	96.4	0	0	0	0	0
H27	193	177	91.7	0	0	0	0	0
H28	218	207	95.0	1	1	0	0	0
H29	193	182	94.3	0	0	0	0	0
H30	174	168	96.6	0	0	0	0	0

#### ② 1歳6か月児歯科診察結果

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有病者数 (人)	う歯総数 (本)	う蝕有病率 (%)	1人平均 う歯数 (本)	う歯のない人		う歯罹患型		
								O1 (人)	O2 (人)	A (人)	B (人)	C (人)
H26	200	194	97.0	2	6	1.5	0.03	191	2	2	0	0
H27	198	194	98.0	3	6	1.5	0.03	190	0	3	0	0
H28	217	209	96.3	0	0	0.0	0	207	2	0	0	0
H29	209	204	97.6	1	4	0.5	0.02	203	0	0	1	0
H30	188	184	97.9	0	0	0.0	0	184	0	0	0	0

〔う歯罹患型〕

O1型：虫歯がなくきれいな者

O2型：虫歯はないが汚れている者

A型：上顎前歯のみ又は臼歯のみに虫歯のある者

B型：上顎前歯及び臼歯に虫歯のある者

C型：下顎前歯に虫歯のある者



③ 2歳児歯科診察結果

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有病者数 う蝕 (人)	う歯総数 (本)	う蝕有病率 (%)	1人平均 う歯数 (本)	う歯のない人		う歯罹患型			
								O1 (人)	O2 (人)	A (人)	B (人)	C (人)	不詳 (人)
H26	239	177	74.1	23	52	14.7	0.33	128	26	17	5	1	0
H27	206	147	71.4	20	47	13.6	0.32	122	5	17	3	0	0
H28	219	163	74.4	11	37	6.7	0.23	95	7	5	6	0	0
H29	209	159	76.1	15	40	9.4	0.25	133	10	12	3	0	0
H30	208	151	72.6	12	35	7.9	0.23	116	23	10	1	1	0

〔う歯罹患型〕

- O1型：虫歯がなくきれいな者  
 O2型：虫歯はないが汚れている者□  
 A型：上顎前歯のみ又は臼歯のみに虫歯のある者  
 B型：上顎前歯及び臼歯に虫歯のある者  
 C型：下顎前歯に虫歯のある者□

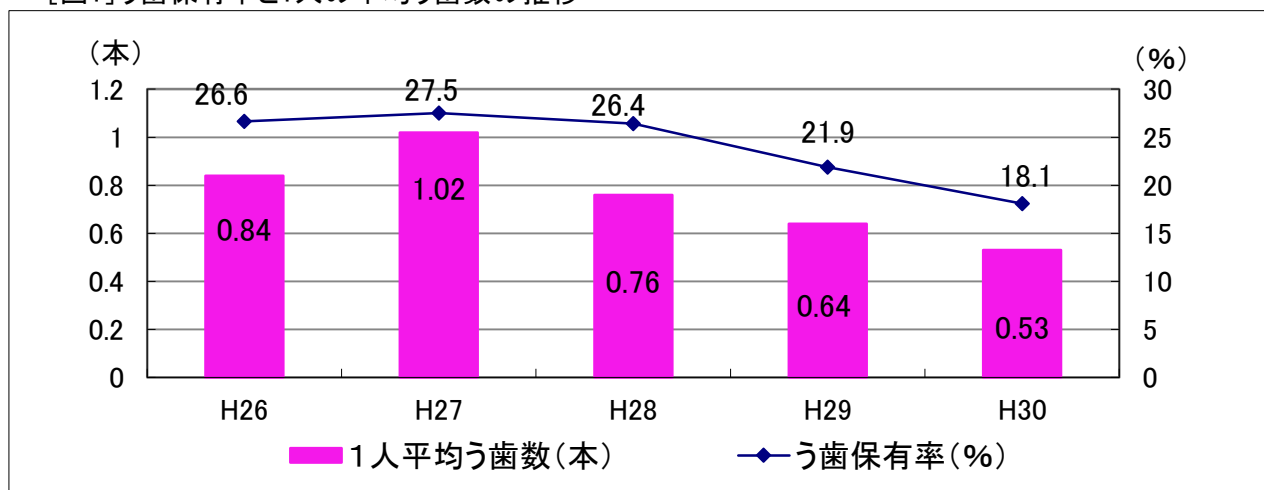
④ 3歳児歯科診察結果（図1, 2, 3参照）

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有病者数 う蝕 (人)	う歯総数 (本)	う蝕有病率 (%)	1人平均 う歯数 (本)	う歯のない人		う歯罹患型			
								O (人)	A (人)	B (人)	C1 (人)	C2 (人)	
H26	216	214	99.1	57	180	26.6	0.84	157	39	15	3	3	
H27	222	218	98.2	60	223	27.5	1.02	158	39	17	4	4	
H28	212	208	98.1	55	159	26.4	0.76	153	37	18	0	0	
H29	215	215	100.0	47	139	21.9	0.64	168	34	9	4	4	
H30	234	232	99.1	42	124	18.1	0.53	190	37	5	0	0	

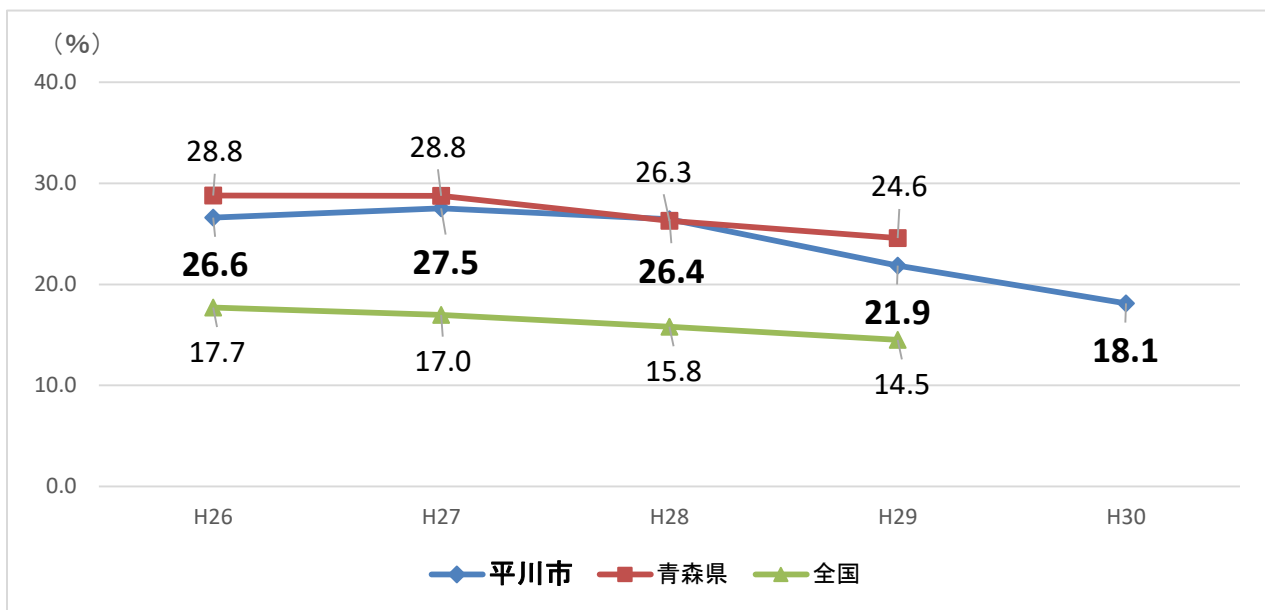
〔う歯罹患型〕

- O型：虫歯がない者  
 A型：上顎前歯のみ又は臼歯のみに虫歯のある者  
 B型：上顎前歯及び臼歯に虫歯のある者□  
 C1型：下顎前歯に虫歯のある者□  
 C2型：下顎前歯やその他にむし歯のある者

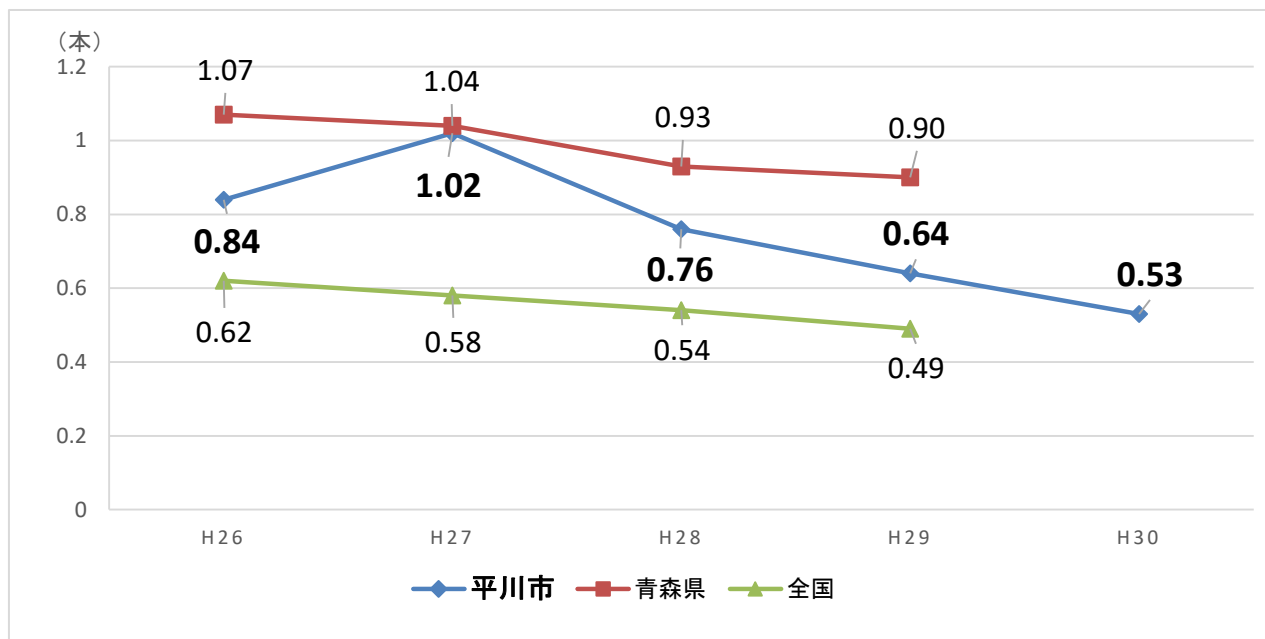
〔図1〕う歯保有率と1人の平均う歯数の推移



[図2]う歯保有率の比較



[図3]1人平均う歯数の比較



### (5) 精神発達精密健康診査

健康診査等において、言語発達遅滞疑いや多動等で、より精密に健康診査を行う必要がある幼児に対して、知能検査や言語発達検査等の精神発達精密健康診査を実施しています。

平成30年度は6人の幼児が来所され、ことばの教室等の療育機関を紹介しました。

#### ■ 実施回数と参加状況（平成30年度） （単位：人）

		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	合計
参加者数	新規	0	0	0	0	2	0	2
	継続	1	2	0	0	0	1	4
合計		1	2	0	0	2	1	6

### (6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

すべての乳児のいる家庭を助産師または保健師が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることにより地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的に実施しています。

#### ■ 実施状況等

年度	対象 (人)	訪問戸数 (戸)	訪問率 (%)	訪問時期		研修会 (回)	ケース検討 会議回数 (回)
				(4か月未満) (人)	(4か月以降) (人)		
H26	186	186	100.0	185	1 (里帰り)	2	7
H27	204	204	100.0	203	1 (長期入院)	2	10
H28	175	175	100.0	175	0	2	5
H29	164	164	100.0	163	1 (長期入院)	2	6
H30	143	143	100.0	143	0	2	5

※平成30年度訪問児数は145人（双胎2組あり）

### (7) 「エジンバラ産後うつ病」スクリーニング

こんにちは赤ちゃん事業で助産師または保健師が訪問した際に、産婦さんに対して、産後うつ病スクリーニング等を実施し、産婦さんの精神的状況や、赤ちゃんへの気持ちを把握し、適切な支援を行っています。

また、育児不安やうつ傾向が強い産婦さんについては、ケース検討会議を開催し、乳幼児虐待の発生予防や早期発見につなげています。

#### ■ 実施状況

年度	対象者数	実施者数	実施率 (%)	EPDS 得点			ボンディング得点 (赤ちゃんへの気持ち)			ケース 検討会議 開催回数
				0～8	9～16	17～	0～6	7～11	12～	
H26	186	186	100.0	179	7	0	186	0	0	7
H27	204	202	99.0	193	9	0	197	5	0	10
H28	175	174	99.4	169	4	1	173	1	0	5
H29	164	163	99.4	157	6	0	161	2	0	6
H30	143	143	100.0	137	6	0	143	0	0	5

[エジンバラ産後うつ病 (EPDS)]

- ① 9点以上がハイリスク
- ② 8点以下でも質問項目「10」が1点以上でハイリスク

[赤ちゃんの気持ち (ボンディング)]

- ① 7点以上がハイリスク
- ② 6点以下でも質問項目「3・5」が1点以上でハイリスク

### (8) 子育て広場

妊婦及び子育て中の方が、子どもを安心して産み育てることができるよう、育児や離乳食の進め方を学び、子どもの発達や発育、子育てに対する不安や悩み等の相談を行うほか、絵本の読み聞かせや親子遊び等を実施しています。

#### ■ 実施状況 (平成28年度から、離乳食教室と同時開催とした。)

	年間 開催 回数	内 容	延べ参加人数 (人)				
			H26	H27	H28	H29	H30
離乳食教室	12	・ 講話 管理栄養士 ・ 試食 ・ 個別相談 (希望者)	104	124	306	220	270
子育て相談	12	・ 身体測定 ・ 個別相談 ・ 集団指導 (市内こども園保育士による 親子遊び、絵本の読み聞かせ等)	187	228			

### (9) 思春期保健事業

思春期保健の向上に資するために、思春期の子どもや保護者に対して、思春期の特徴や心とからだの発達等に関する正しい知識の普及を図ることを目的に実施しています。

#### ■ 思春期教室実施状況（平成30年度）

実施場所	対象学年	内 容	参加者数(人)			
			生徒	保護者	教職員等	
平賀東中学校	3年生	産婦人科医師による命の大切さ、妊娠の仕組み、性感感染症、生理等に関する講話	66	60	0	6
平賀西中学校	3年生		111	105	0	6
尾上中学校	2年生		96	88	0	8
碓ヶ関中学校	3年生		27	12	10	5
参加者合計			300	265	10	25

### (10) パパママ教室

共働きの家庭が増える中、父親の積極的な子育て参加を啓蒙し、子育ての関わり方や育児基礎知識、子育ての楽しさ、喜びを夫婦で分かち合うことを目的として実施しています。

#### ■ パパママ教室実施状況（平成30年度）

実施回数	実施内容	参加者数(人)	参加者数(内訳)				
			妊婦	産婦	乳児	夫	幼児
1回目	(1) お産の経過について	22	11	0	0	11	0
2回目	(2) 妊婦疑似体験	20	10	0	0	9	1
3回目	(3) 沐浴、抱き方など	14	7	0	0	6	1
計	(4) ストレッチ体操	56	28	0	0	26	2

### (11) 母乳ケア

母乳育児を希望する方を対象に、授乳の指導及び母乳ケア、身体ケアを行うと同時に、母親の話を傾聴する心理的支援等を目的に実施しています。

#### ■ 実施状況等（平成30年度）

参加回数		妊産婦区分		年代				出産歴	
1回	2回以上	産婦	妊婦	10代	20代	30代	40代	初産	経産
37	45	77	5	0	22	52	8	47	35

### (12) 未就学児指導教室（幼児サポート教室）

幼児サポート教室において、言葉の発達に対する指導、適応指導、教育相談等を実施しています。年間利用者（H30）は27人で、教育相談101件、療育相談549件に対応しています。

### 第3章 計画の基本理念及び施策の展開

#### 1 基本理念

## 地域社会みんなで支えあい、 子どもを生き育てることに喜びを感じるまちづくり

子どもとその親がいきいきと生活し、子育てが楽しいと感じられるまち・平川市をめざします。子どもは家庭の希望であり、すべての子ども一人ひとりの幸せは社会全体の願いであり、健やかに成長することは地域全体の喜びです。

子どもは「平川に生まれ育ってよかった」、親は「平川で子育てして安心」と思えるまちを実現するため、家庭はもとより、地域・事業者・行政など、社会全体が協力して、子どもを生き育てることが喜びとなるまちをめざします。

また、地域社会が保護者に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを生き育てることを喜びとして、安心していきいきと子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。

すべての子どもが、笑顔で輝き、子育て世代が安心して子育てができるよう、地域社会みんなで支えあい、子どもを生き育てることを喜びに感じるまちをめざしていきます。

本計画では、第1期計画の取り組みを更に充実・発展させるため、第1期計画の基本理念「地域社会みんなで支えあい、子どもを生き育てることに喜びを感じるまちづくり」を継承します。

#### 2 基本目標

本計画の推進にあたっては、第1期計画と同様に、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた「平川市次世代育成支援行動計画」の基本方針や「健やか親子21（第2次）」で示された課題や指標を基本として踏まえ、以下の5つを基本的な目標として子育て支援施策を推進していきます。

#### 基本目標1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり

子どもがいつも笑顔で暮らし、調和のとれた人格として成長できるように、学校をはじめ、家庭や地域などの教育環境の整備を進めます。また、子どもの持つ権利が最大限に尊重される社会の実現と、子どもの事故防止、被害防止などの推進、思春期の子どもの健全な発達など、子どもが安心して生活できるまちをめざします。

## 基本目標2 「安心して子どもを生き育てることができる」まちづくり

子どもを育てる親が、仕事と家庭生活を両立するための環境整備として、男女が協力して子どもを育てられる環境を、企業と連携しながら整備していくとともに、心身ともにゆとりを持って子育てができるように、子育て情報の提供や育児相談の充実など、子育て中の親のストレスの軽減に努めます。

## 基本目標3 「地域で子どもを育てる」まちづくり

子どもや親の身近な生活の場である地域で、子どもを温かく見守り、育てていくことができるよう、子育て経験者、専門家、地域住民などによる子育て支援ネットワークづくりを進めます。また、地域活動や関係機関との協力により、子どもの周囲の有害環境対策や、子どもを見守る仕組みづくりを行うとともに、子育てに関する知識と情報の共有を図ります。

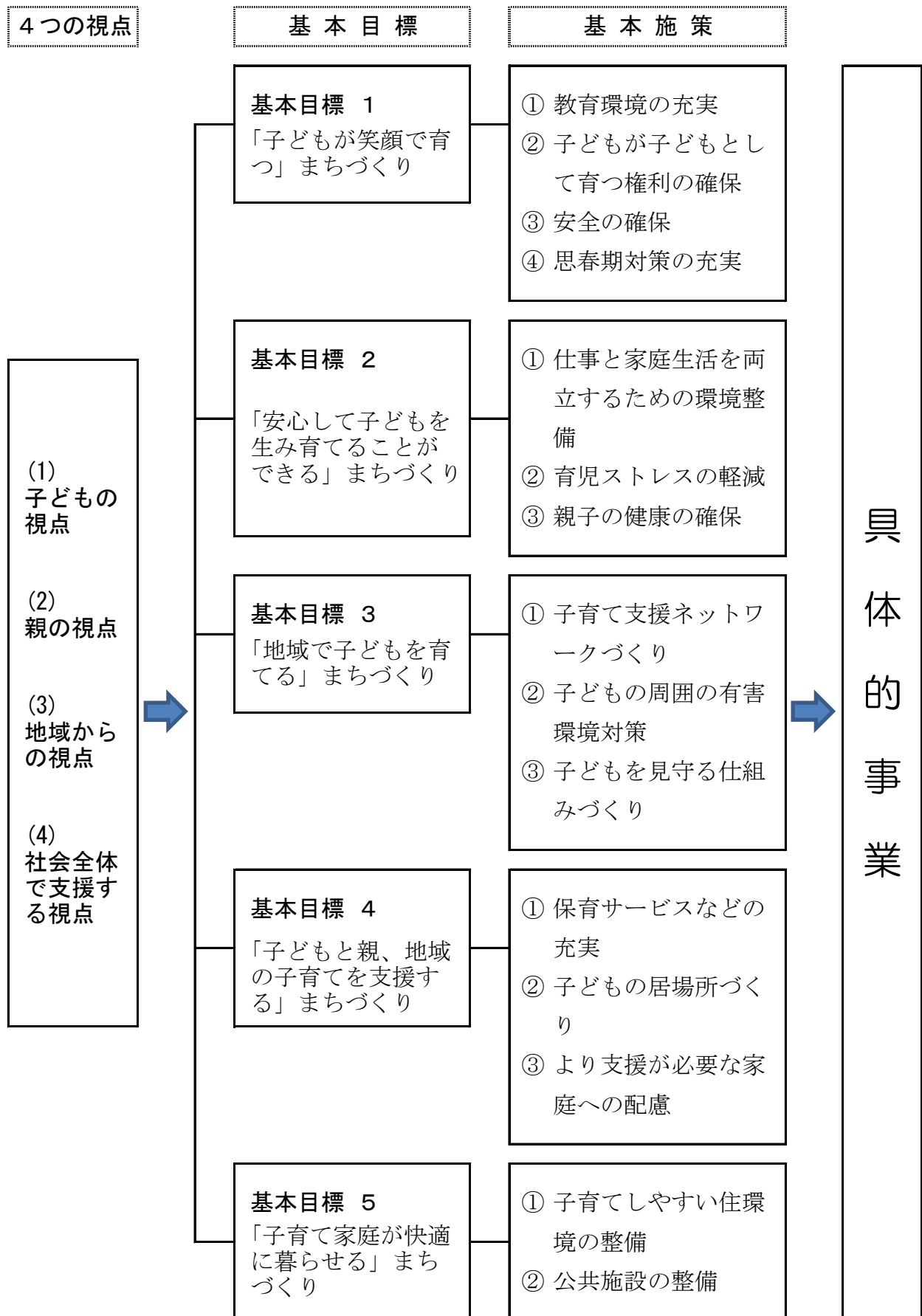
## 基本目標4 「子どもと親、地域の子育てを支援する」まちづくり

多様な子育てニーズに対応するために、地域の社会資源を活用して保育サービスなどの充実を図ります。また、児童館や公民館、学校といった公共施設などの利活用による子どもの居場所づくりを進めるとともに、障がいのある子どもや、より支援が必要である家庭の子どもなど、細やかな対応に努めます。

## 基本目標5 「子育て家庭が快適に暮らせる」まちづくり

子育て世代が快適に暮らせるよう、子育てしやすい住環境の整備をめざします。また、公共空間のバリアフリー化など、公共施設の整備を中心とした子育てしやすいまちづくりをめざします。

### 3 施策の体系





## 4 施策の展開

### 基本目標 1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり

#### 【 1-1 教育環境の充実 】

子どもの発達段階に応じて、子どもの個性を生かし、生きる力を伸長できるような教育環境を整備し、次代の平川市を担う人材を育成するとともに、家庭を持つことや子育てに夢を持ち、かつ、心身ともに子どもが健やかに育つ社会の実現をめざします。

##### ① 次代の親の育成

予想以上の少子化の進行や核家族化、男女共同参画の推進や女性の社会進出など、男女の役割に関する意識が大きく変化してきている一方で、社会に出て働く意欲の喪失や社会への順応ができずに家庭にひきこもったりする若者が増加するなど、親となるべき世代のライフスタイルや価値観が大きく変わってきています。

子どもが心身ともに健全に自立し、命を大切にできるように次代の親の育成を推進します。

また、教育部門を始めとして関係部署が連携を図り、子育てや就労を学習機会のテーマに取り上げるなど、様々な体験を通じた次代の親の育成に努めます。

##### ② 幼児教育の充実

幼児期はその後の人生の基盤をつくる重要な時期であります。そこで次代の平川市を担う人材を育成するためには、集団生活を通して生活習慣や自主性、社会性を身につけるなど、個人の発達に応じた対応が必要であり、「親と子の育ちの場」としての役割や機能を充実させる必要があります。

一方、保育園の利用者は、共働き世帯の増加などによりその数は増加しており、幼稚園でも預かり保育を実施し、今後とも幼児教育の振興、支援が必要となっています。

また、幼児から小学校低学年に至る教育上、保育上の問題点を、一連の成長の流れの中で共通認識として捉え、より良い教育を実践するため、幼児期から学童期の関係者が広く連携して様々な情報交換などに努めます。

##### ③ 学校教育の充実

全国的な少子化の進行で、本市においても今後さらなる児童生徒数の減少

が予想されます。現在、少ない子どもに対して、教育環境を充実させようとするニーズが増大しつつあり、塾、習い事、スポーツクラブへの参加などが盛んになってきています。また、一方では、若者の就業率の低下や家庭における教育力の低下などが指摘されており、学校教育と社会教育とが一体となった取り組みが必要です。

このような中、子どもたちが個性豊かに生きる力を育むため、教育内容及び指導方法の改善・充実を進めるとともに、学校施設、教育環境を整備していきます。また、地域・家庭・学校がより一層の連携・協力を図るために開かれた学校づくりを進めるとともに、障がい児教育では、障がいの多様化などに伴い、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育体制の充実を進めます。さらに、社会的にも深刻な問題となっているいじめや不登校児について、気軽に相談できる場を充実させるなど、個別のケースに応じた対応に努めます。

#### ④ 子どもの活動の場となる環境の整備

少子化の進行、塾や習い事の増加などにより、異年齢の子ども達同士で遊ぶ機会が少なくなってきています。このような状況の中で、年齢差がある子ども達がいっしょに遊び、そして遊びを通して人間づきあいやルールを学んでいくことが難しくなっています。学校以外でも、安全で利用しやすい児童館などを利用した地域の大人と子どもの地域交流機能の充実に努めます。

### 【 1-2 子どもが子どもとして育つ権利の確保 】

子どもの意見が社会に反映される環境を整備し、子どもの人権が最大限尊重され、かつ、健全育成が保証されるような社会の形成をめざします。

#### ① 子どもの権利条約の普及

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（1989年、国連総会で採択）は、前文と本文54条からなり、大きく以下の4つの権利を定めています。  
(子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳)

##### ・ 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

##### ・ 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

・ **守られる権利**

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもなどは特別に守られることなど。

・ **参加する権利**

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

子どもが、幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で健全に成長できるように、この条約の内容が子どもだけでなくその親や学校教育現場、そして、社会全体に対しても一層浸透するよう普及啓発を進めるとともに、様々な機会を活用して、子どもの権利に対する市民意識の向上に努めます。

そのため、広報誌や市のホームページなどを活用した情報提供と、各種学習機会や地域での行事を活用した普及啓発を図ります。

**【 1-3 安全の確保 】**

交通安全や犯罪被害の防止、あるいは虐待防止やDV被害防止を推進するとともに、万が一被害に遭った子どもについては適切に支援し、子どもの安全の確保をめざします。

**① 交通安全の確保**

子どもの交通安全を守るため、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけ、守ることができるように交通安全教育を充実するとともに、全市民の交通安全意識及び交通安全マナーの向上及び安全に配慮した道路整備を図ることが必要です。

運転者・歩行者及び自転車利用者を対象とした交通安全教育・啓発の推進など、事故の未然防止に努めます。

**② 犯罪被害の防止**

子どもの安全を確保するため、犯罪被害などの実態把握に努めるとともに、防犯協会や地域、警察などと連携し、安全指導の一層の充実を図ります。また、子どもの安全に関する地域での取り組みが広まってきており、今後も学校、地域、関係機関が緊密に連携し、子どもの安全を守る取り組みを進めることに努めます。

### ③ 被害に遭った子どもたちへの適切な支援

近年、全国的に子どもが犯罪などの重大事件や虐待、DV被害などに巻き込まれることが多くなっており、被害に遭った子どもたちや直接被害に遭わなくても、事件の影響を受け精神的・身体的に変調をきたす子どもたちが少なからず見られます。本市においても、子どもの被害防止に努めるとともに、こうした子どもたちに対し、関係機関が連携・協力して、速やかに適切な保護と支援を図ります。

## 【 1-4 思春期対策の充実 】

思春期になると、朝食の欠食などの食習慣の乱れや思春期やせ症に加え、性に関する問題等、心と身体の問題も生じてきます。また、インターネットや携帯電話の普及等による情報の氾濫など、現代社会特有の様々な環境にさらされ、心身ともに不安定な思春期の子どもたちに対して、食生活や性に関する正しい知識の普及や相談体制の充実を図るとともに、中高生と乳幼児が実際にふれあうことのできる場を提供するなど、子どもが健全に自立かつ成長し、人間性が豊かな次世代の親となることができるように努めます。

### ① 正しい知識の普及啓発

近年、薬物乱用、喫煙や飲酒、さらに過度のダイエットなどによる心身への影響が懸念されています。思春期の子どもが、心と身体の発達や健康に対する正しい理解を深め、問題行動を抑制できるよう、各種の教育機会や地域での行事を通じた普及啓発に努めます。そのため、県と連携して、ポスターやパンフレットの配布を行うとともに、学校や町会などの関係機関・団体が連携し、各種の普及啓発を図ります。

## 基本目標2 「安心して子どもを育てることができる」まちづくり

### 【 2-1 仕事と家庭生活を両立するための環境整備 】

家事・育児の負担が母親に重くのしかかっていることや母親の育児不安・ストレスなどが、出産への切実な影響を及ぼしている現在、男女が家庭や地域、職場とのバランスの取れた生活を実現できるように、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、市民全体の意識啓発と労働環境の整備をめざします。また、これらの整備と同時に、共働きなどの保護者が安心して働

きに出かけられるよう、親が留守となる家庭の子どもを対象とする保育サービスの運営の充実をめざします。

#### ① 父親の意識改革

子育て家庭での問題の一つとして、父親が仕事で忙しく、家族といっしょに食事をしたり、子どもとゆっくり過ごす時間が持てないことなどがあげられます。その結果、子育ての大部分を母親が担うことになり、母親が子育てについて負担や孤独感を感じるようになります。

多くの男性が持っている「家庭よりも仕事を優先する」というこれまでの働き方を見直し、子育ての役割分担を図り、家庭と仕事が両立できるように、各種講演会や広報紙などにより、男女共同参画社会実現のための意識啓発を推進します。

#### ② 事業主や職場環境の意識改革と環境整備

職場の中には、育児のために残業をしない人や休みをとる人を理解しない環境があることから、事業主や労働者を含めた職場環境の意識改革と育児休業取得が円滑に進むよう環境整備を図るための活動を推進します。

また、非正規雇用社員の増加や雇止めといったことが、若い人の結婚観や出産希望に大きな影響を及ぼすと思われるため、次世代育成支援対策推進法で定められた「一般事業主等行動計画」や「特定事業主行動計画」の策定を通じた環境づくりを促進するとともに、関係事業主などと連携を図りながら育児休業制度や労働時間の短縮などの就労環境が定着するよう、普及啓発に努めるとともに、関係機関への働きかけに努めます。

#### ③ 育児休業からの復帰時などの安定就労の確保

出産・育児について男女共同参画を推進することにより、出産や育児によるキャリアの中断が妨げとならないような安定就労の確保に向けた環境整備に努めます。

また、女性の社会参画促進のため各種活動の推進と子育て中の女性のための就労機会の確保に努めます。

#### ④ 保育の充実

共働きなどにより保護者が留守となる家庭の子どもたちのために、安心して子どもを預けられる保育サービスの充実を図るとともに、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブの充実に努めます。

## 【 2-2 育児ストレスの軽減 】

少子化や核家族化の進行、また地域における人間関係の希薄化により、育児の孤立化や育児に対する不安を感じている親が多くなっています。子育てに対する精神的・身体的な負担感からくるストレスの軽減と、育児が楽しめる環境づくりをめざします。

### ① 相談体制の充実

地域における近所づきあいの衰退や育児情報の氾濫、相談相手がいないなどにより、子育て中の母親が一人で多くの不安を抱え込むことが、育児ストレスや子どもへの虐待の原因となる場合があります。

そのため、地域子育て支援拠点施設等で子育てしている親同士の子育てサークル活動の支援、電話や相談の場などの各種相談体制の充実を図ります。

### ② 親の休息の確保

子育ては24時間、年中休みがなく、特に乳幼児期の母親などは、授乳などにより十分な睡眠を確保することも難しい状態にあります。また、専業主婦は、働いている母親よりも、子どもと母親の関係だけで長時間過ごすことになり、ストレスを発散させにくいという状況があります。

親の子育てストレスの軽減のために、親の休息の確保を図る子どもの一時預かり環境の充実に努めます。

## 【 2-3 親子の健康の確保 】

妊娠から乳幼児期までの細やかな母子保健対策が必要であり、親子に係わる各種健診や健康相談を実施し、親子の健康を確保するとともに、バランスのとれた食事やたばこの害、適正体重の保持など健康づくりに対する支援を行い、安心して子どもを生み育てるための環境づくりをめざします。

### ① 健診などの充実

安心して出産・子育てができるような支援体制を今後も充実させるとともに、子どもの健全な発達を促すための活動を推進します。

そのため、妊産婦や乳幼児のための各種健康診査や親子の健康指導などの活動を推進します。

## ② 食育の推進

子どもの時の生活習慣、特に食習慣についてはその後の成長などに大きな影響を与えます。このことは、生涯に渡って影響すると考えられることから、健康的な食習慣を早くから身につけることが大切です。

そのため、平川市食育推進計画では、①バランスの取れた食習慣、特に乳幼児等の健診での指導の充実、②学校給食等を活用した指導の充実、更に、子どもを通じての家族への食育を盛り込んでいます。

この他にも、地域や企業、行政などが連携して健康づくりをすすめ、食の大切さを啓発していきます。

## ③ 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児がいつでも安心して医療サービスが受けられるよう、広域的診療体制の確立に努めます。

### 基本目標3 「地域で子どもを育てる」まちづくり

#### 【 3-1 子育て支援ネットワークづくり 】

地域住民などによる子育て支援ネットワークの形成を図り、主体的に子育てに係わる地域社会の形成をめざします。

#### ① 地域全体で子育てする意識の普及啓発

近年、核家族化の進行や父親の仕事中心の生活様式、町会などの地域とのつきあいの希薄化などを背景に、育児をする母親が孤立化する傾向にあります。もともと子育ては、地域社会の互助を前提として行われてきたことから、地域がかつて有していた子育て力を再生し、家庭と地域が連携して子育てを行うことが必要です。

一方、地域においても、自分の子育てが終了して、若い母親の子育てを応援したいという人々も潜在し、ファミリーサポート事業への参加希望者もみられます。今後は、地域が自ら子育ての役割の一部を担うことができるように、広報をはじめとした普及啓発を図り、地域全体で子育てをするような意識の醸成を図ります。そのため、福祉・ボランティア教育などの啓発活動の充実や市民との協働のまちづくりの情報提供を図ります。

#### ② 子育てボランティアや団体の育成、支援

高齢化社会を迎え、地域には元気な高齢者が数多く住んでおり、その豊かな人生経験を社会に還元したいと望んでいる傾向があります。その中には、自分の子育ての経験を生かして、子育て家庭の支援をしたいと考えている住民もいますが、その力をどうやって活用していいのかわからず、十分生かされていません。そこで、地域の持つ潜在的な子育て力を現実の活動として顕在化させるために、活動を推進する人材や組織を育成、支援し、子育て経験者・高齢者なども含めた住民参加によるネットワークづくりを推進します。

### 【 3-2 子どもの周囲の有害環境対策 】

関係団体やPTA、地域住民などと相互連携し、関係業界などに対し、自主的な環境整備について協力を求め、地域全体で子どもの周囲の有害環境対策の推進をめざします。

#### ① 関係団体などとの相互連携

関係機関・団体やPTA、ボランティアなどの地域住民と相互連携し、有害な商品の未成年者への販売規制などを関係業界へ要請していきます。

### 【 3-3 子どもを見守る仕組みづくり 】

各団体との情報交換などによる情報の共有や地域の見まわり活動を推進し、地域全体で子どもを見守る環境づくりをめざします。

#### ① 子育てに関する知識と情報の共有

地域が子どもを見守る仕組みをつくり、維持するため、現代の子どもの意識など、子育てに関する知識や情報の共有化、啓発を進めます。

そのために、各種会議やパンフレットなどを活用したり、子ども110番の家、防犯協会などの各種団体の情報交換や連携強化を図り、市民と行政との子育てに関する知識・情報（各種相談の場、子育てサークルなどの子育て支援情報など）の共有化に努めます。

#### ② 地域の見まわり活動の推進

子どもたちの非行を防止するためには、地域の大人たちが子どもたちに挨拶や声かけを積極的に行うことが有効であることから、地域の大人と子どもとの信頼関係を築くためにも、挨拶や声かけ活動を推進します。



## 基本目標4 「子どもと親、地域の子育てを支援する」まちづくり

### 【 4-1 保育サービスなどの充実 】

近年、親の就労状況の変化などに伴い保育サービスも多様な内容の提供が求められています。このような中で、子育てに関しては、公民の役割分担を図りながら、保育などに係る体制の整備及び保育サービスに係る情報並びに相談体制の提供をめざします。

#### ① 多様化する保育ニーズへの対応

近年、女性就業の増加に伴い保育ニーズが多様化しています。

本市では、保育定員の弾力化、一時預かり保育、休日保育の実施園の拡充、障がい児保育の充実、病児・病後児保育の実施など、特別保育についての需要も多く、引続き検討して参ります。

さらに、就学前の保育だけでなく、就学後の学童保育（放課後児童クラブ）の環境整備も進めていき、子どもの成長に応じた子育て支援の充実を図ります。

#### ② 幼保の連携

最近の保育所等の利用状況は、就学前児童数が減少している一方で、共働き世帯の増加などにより保育所等の入園者は横ばいとなっています。

このような状況の中で、幼稚園でも、早朝・放課後の預かり保育、そして夏休み・冬休みなどの長期預かり保育を実施しています。

保育所と幼稚園は、設置目的や法的背景の違いから別事業として扱われてきましたが、本市では、教育と保育を一体的に提供する施設が制度化されたことに伴い、認定こども園の普及を推進していきます。

#### ③ 子育て支援サービスの充実

少子化や核家族化の進行、また地域における人間関係の希薄化により、育児に対する孤立感や不安感を抱く親が増加しており、家庭と地域が一体となって社会全体で子育てを支援していくことが求められます。

現在市内には、在宅育児をサポートする子育て相談や親子のよる遊び場の提供などを目的とした8ヶ所の地域子育て支援拠点があります。

今後ともこれらの機能の充実に努めていきます。また、子育ての援助を提供したい方と援助を依頼したい方の間の援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）の会員拡大について推進していきます。

## 【 4-2 子どもの居場所づくり 】

既存の社会資源等を最大限活用しながら、各種イベントなどの実施を支援し、子どもの居場所づくりや親と子のふれあいの機会の創出をめざします。

### ① 社会資源の活用

近年、共働きの家庭が増える中で、放課後や休日に子どもだけで家にいる場合もみられ、子どもの居場所づくりが求められています。また、地域で子育て家庭が孤立化しないように、子どもだけでなく親子でいっしょに活動できる場、あるいは他の親子と子育てに関する情報交換や相談等が定期的に行える場の確保も求められ、児童福祉施設の整備も含め取り組んでいきます。

厳しい財政状況の中、児童館や公民館など、既存の社会資源を活用して、子どもの居場所づくりと子育てに係わる各種活動の機会の創出を図ります。

## 【 4-3 より支援が必要な家庭への配慮 】

ひとり親家庭や障がい児をもつ世帯及び児童や乳幼児への支援を行い、すべての子育て家庭が子育てしやすい環境を整備するとともに、児童虐待やDV防止体制の充実をめざします。

### ① ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は、母子家庭・養育者等では経済的状況において、また、父子家庭では日常生活において、育児が困難な状況が多く見られ、そのための就業支援や日常生活支援が求められています。今後もひとり親家庭等に向けた、日常生活支援や相談体制の充実を図ります。

### ② 障がい児施設の充実

国連の児童権利宣言や子どもの権利に関する条約にもあるとおり、子どもは心身ともに健全に育つ権利を保障されるべきものであり、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが、あたりまえに安心して生活できる地域社会を形成することが、社会全体に広く理解されています。

障がい児の自立と社会参加に向けては、各人に応じた細かい支援体制が求められており、また、乳児期、就学前、学齢期、青年期、そして成年期というライフステージに応じた一貫した支援が必要とされています。そして、子ども本人への支援はもちろんのこと、障がい児をもつ両親の精神的・身体的

負担は多大なものがあり、両親に対する精神的・身体的なケア、すなわち一時的な休息の支援も重要となっています。

障がいの早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断などの実施、家庭児童相談事業、障がい児保育をはじめとする各種支援体制の充実を図ります。

### ③ 児童虐待及びDV防止体制の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。近年、我が子への虐待やDVの問題が、社会的な問題として顕在化しており、Ⅰ「虐待の発生予防」からⅡ「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どものⅢ「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な体制の充実に努めます。

Ⅰ「虐待の発生予防」 生後4ヵ月までの全戸訪問などで子育て中の親と交流

Ⅱ「早期発見・早期対応」 地域のネットワークなどで問題家族の発見

Ⅲ「保護・自立支援」 児童相談所などとの密接な情報交換と自立支援

## 基本目標5 「子育て家庭が快適に暮らせる」まちづくり

### 【 5-1 子育てしやすい住環境の整備 】

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保することが必要であることから、公民が協働して子どもの養育及び成長に適した住宅を確保できるように、子育て家族が安心して快適に暮らせる生活環境の整備をめざします。

#### ① 住環境等の整備

子どもが安心して遊べる公園や児童福祉施設等を確保するなど、子どもを取り巻く住環境等の整備に努めます。

### 【 5-2 公共施設等の整備 】

地域で子どもの居場所となる児童福祉施設などの公共施設等の中には、建築年が古く、老朽化してきているところもあり、適切に施設整備等を進めていきます。また、駅や公共施設、歩道などのバリアフリー化を進めるなど、

人に優しいまちづくりをめざします。

**① 公共空間のバリアフリー化等の推進**

妊産婦や乳幼児を連れた親など、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公的建築物の段差の解消など、バリアフリー化の推進を図ります。また、子どもを連れて、安心して外出できるように、子育てしやすい公共空間の整備を進め、あたたかみのあるまちづくりに努めます。

## 第4章 計画の策定

### 1 教育・保育提供区域について

「量の見込み・確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に異動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

#### (1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

#### (2) 教育・保育提供区域の設定の考え方及び設定

本市では、現在の提供体制で教育・保育の需要におおむね対応できる状況にあります。入所状況も地域横断的な利用も多く、施設の創設等の緊急整備の必要な地域もないことから、市内全域を1つの区域と設定します。

### 2 施策目標

地域子ども・子育て支援事業等については、本計画により実施していきますが、ニーズ調査による量の見込みのない事業なども含め、今後も利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて各種事業に取り組んでいきます。

#### (1) 施設型給付事業

##### ① 教育・保育施設（幼稚園・認可保育所・認定こども園）

幼稚園とは、学校教育法に基づく教育機関で保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。また、認可保育施設とは、保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんを見ることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

一方、認定こども園とは、幼保連携型・幼稚園型・保育所型があって就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能をあわせ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設であり、県の認可を受けた施設です。

本市では、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進します。また、現在では待機児童が発生していない状況ですが、就労形態の多様化などに伴う多種多様な保育ニーズに対応し、今後も待機児童が発生しないように定員枠の確保等に努めていきます。

認定区分	対 象 者	給付の内容	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業など

※就労時間などにより、利用できる時間が異なります。

保育短時間：最長8時間

保育標準時間：最長11時間

#### 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

(単位：人)

設定区分		R1	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み		1,085	1,167	1,131	1,065	1,031	1,014
1号認定	3歳以上	70	73	69	64	62	62
2号認定	3歳以上	602	608	576	532	515	514
3号認定	0歳	60	149	144	140	134	129
	1・2歳	353	337	342	329	320	309
② 確保方策		1,085	1,167	1,131	1,065	1,031	1,014
1号認定	3歳以上	70	73	69	64	62	62
2号認定	3歳以上	602	608	576	532	515	514
3号認定	0歳	60	149	144	140	134	129
	1・2歳	353	337	342	329	320	309
差 異 (② - ①)		0	0	0	0	0	0

※R1は、令和元年5月1日現在

## (2) 地域型保育給付事業

地域型保育給付事業は、国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可が必要な事業です。原則として3歳未満の保育認定（3号認定）の子どもが対象となり、「小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業」があります。

現在、本市には小規模保育事業等はありませんが、新設については、地域の保育需要の増大及び利用者のニーズ量を考慮しながら、必要に応じて事業の実施に努めます。

### ① 小規模保育事業

#### 【事業概要】

定員6～19人で、比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育をするサービスです。

### ② 家庭的保育事業

#### 【事業概要】

定員が5人以下で保育者の家庭などでお子さんを保育するサービスです。

### ③ 居宅訪問型保育事業

#### 【事業概要】

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

### ④ 事業所内保育事業

#### 【事業概要】

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。ただし、地域枠（地域の保育を必要とする子どもが対象）を設けることが必要となります。

## (3) 相談支援事業

### ① 利用者支援事業

#### 【事業概要】

子どもまたはその保護者及び妊産婦の身近な場所で、教育・保育事業、地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等関係機関を円滑に利用できるよう情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### 【取組の方向】

本市では、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談等に円滑に対応するため、子育て世代包括支援センターを開設し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく支援します。また、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

支援の実施にあたっては、子育て家庭及び妊産婦の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

#### 利用者支援事業の確保方策

	H30実績	R2	R3	R4	R5	R6
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

## ② 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【取組の方向】

本市では、市内に8か所ある子育て広場において、親と子が気軽に集い、交流し、親も子どももともに学び、成長していくことができる場や機会を一層充実して、子育ての不安感等を緩和します。また、関係機関や子育て支援団体などとの連携を図り、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援していきます。

#### 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	H30実績	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	691	712	690	651	630	619
② 確保方策	691	712	690	651	630	619
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0



## (4) 訪問事業

### ① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

#### 【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後4か月までの乳児がいる家庭に市助産師または保健師が訪問する事業です。

#### 【取組の方向】

子育てに関する情報提供や保護者から育児に関する話をお聴きすることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるように支援します。訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、助産師または保健師と関係課が連携し支援していきます。

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

(単位：件・%)

		H30実績	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	訪問件数	143	140	138	138	135	135
	訪問率	100	100	100	100	100	100
② 確保方策	訪問件数	143	140	138	138	135	135
	訪問率	100	100	100	100	100	100
差異(②-①)	訪問件数	0	0	0	0	0	0
	訪問率	0	0	0	0	0	0

### ② 養育支援訪問事業

#### 【事業概要】

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、市保健師など専門職の訪問による相談や指導などの支援をし、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

#### 【取組の方向】

養育が困難な家庭への早期支援及び継続支援は、虐待予防にも重要な役割を果たしているため、今後も各関係課や関係機関と連携しながら事業を展開していきます。

養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	5	5	5	5	5
② 確保方策	5	5	5	5	5
差 異(②-①)	0	0	0	0	0

(5) 通所事業

① 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

【取組の方向】

本市の放課後児童健全育成事業は、12か所（18クラブ）で実施しており、すべて保育所等を経営する社会福祉法人に委託しています。開設場所は、学校の余裕教室や保育所等などです。

今後も安定的な運営と児童の安全・安心な居場所の確保に取り組み、放課後児童クラブを利用する児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。また、学校の余裕教室などの既存施設の確保や、クラブの分割等により待機児童の発生の防止に努め、各種研修会等を利用し、支援員の質の向上にも取り組んでいきます。さらに、保護者のニーズに応じて、開所時間の延長にも取り組んでいきます。

〔新・放課後子ども総合プランについて〕

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めるため、教育委員会が主導する「放課後子ども教室推進事業」と連携して実施する総合的な放課後対策を推進していくために、担当部局と協議し、事業の実施に向けて取り組んでいきます。

令和5年度までに達成すべき目標事業量として、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を1か所での実施をめざし、重点的に実施してまいります。

また、定期的に子ども教室の状況を調査し、必要に応じた新たな教室の開設や現在ある教室の統合などを検討してまいります。

〔一体型とは〕

放課後児童クラブと放課後子ども教室が同じ敷地内で活動する場合は、一体型として共通のプログラムを実施します。

放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		H30実績	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	全児童数	539	530	513	522	514	488
	うち低学年	475	441	422	433	425	402
	うち高学年	64	89	91	89	89	86
② 確保方策	全児童数	539	530	513	522	514	488
	うち低学年	475	441	422	433	425	402
	うち高学年	64	89	91	89	89	86
差異 (②-①)		0	0	0	0	0	0

## ② 延長保育事業（時間外保育事業）

### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において認定こども園、保育所等において、保育を実施する事業です。

### 【取組の方向】

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を越えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。また、ニーズに対する提供量を確保するため、時間の拡大等の要望についても、認可保育所及び認定こども園と調整を図っていきます。

延長保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	H30実績	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	512	497	487	464	452	449
② 確保方策	512	497	487	464	452	449
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

## ③ 一時預かり事業

### 【事業概要】

保護者のパート就労や病気等により、一時的に家庭において保育が困難となる場合や保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、主として昼間に

において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### 【取組の方向】

乳幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、今後も実施施設の拡充や幼稚園の預かり保育も、新制度においての料金体系、利用時間等を整理し、充実を図っていきます。

一時預かり事業の量の見込みと確保方策 (単位：人日)

		R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	幼稚園における一時預かり事業	9,907	9,604	9,065	8,762	8,619
	上記以外	449	441	422	413	411
② 確保方策	幼稚園における一時預かり事業	9,907	9,604	9,065	8,762	8,619
	上記以外	449	441	422	413	411
差異 (②-①)		0	0	0	0	0

## ④ 病児・病後児保育事業

### 【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士等が一時的に保育する事業です。

### 【取組の方向】

病児・病後児保育については、保護者のニーズが高く、就労世帯等の支援に繋がることから、継続して実施してまいります。

病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策 (単位：人日)

	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	69	70	68	68	69
② 確保方策	69	70	68	68	69
差異 (②-①)	0	0	0	0	0

## ⑤ 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)

### 【事業概要】

保護者の出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童福祉施設等に入所させ、必要な養育保護を行う事業です。

### 【取組の方向】

ニーズ調査による量の見込みはありませんでしたが、今後利用希望が出てきたときは、関係機関と連携して支援するなどの対応が必要になることも想定されるため、状況の把握に努めていきます。

子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策 (単位：人)

	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	0	0	0	0
差異(②-①)	0	0	0	0	0

## (6) 母子保健事業 (健やか親子21事業)

### ① 母子健康手帳の交付事業

#### 【事業概要及び取組】

妊娠生活を安心・安全に過ごすために、妊娠届出書を提出した妊婦に母子健康手帳の交付を行っています。届出時には、助産師または保健師より妊娠中の過ごし方や気を付ける点など保健指導を実施し、妊婦の健康の保持・増進に努めます。

母子健康手帳の交付の量の見込み (人口推計ワークシート)

H30実績	R2	R3	R4	R5	R6
154人	158人	154人	147人	142人	138人

### ② 妊婦健康診査事業

#### 【事業概要】

妊婦委託健康診査票14回分や子宮がん検診、性器クラミジア検査、血液検査 (HTLV-1抗体検査)、超音波検査4回分の受診票を交付する事業です。

#### 【取組の方向】

妊娠の状態と健康を守り、安全な妊娠・出産ができるよう病気の早期発見、治療に結びつけていきます。

妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	H30実績	R2	R3	R4	R5	R6
① 量の見込み	2,283	2,212	2,156	2,058	1,988	1,932
② 確保方策	2,283	2,212	2,156	2,058	1,988	1,932
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

③ 妊婦相談及びマタニティマークの普及事業

【事業概要及び取組】

母子健康手帳交付時、面接や電話で相談を行っています。希望がある妊婦には、子育て広場で先輩ママと交流する機会や助産師または保健師による妊産婦訪問を実施し、妊婦の身体的・精神的な負担軽減を図っていきます。

また、全妊婦にマタニティマークキーホルダーを配布し、健康センターに設置された妊婦優先駐車場の積極的な利用を図っていきます。

若年や未入籍での妊娠、経済的に困難な状態、家庭環境に問題がある、心療内科・精神科の既往がある、多胎、未熟児、ステップファミリーなど出産・育児にリスクがある妊産婦に対しては、支援プランを作成し、助産師または保健師による訪問や電話等で状況を確認し、保健指導や子育て支援サービス等の紹介を行い、正常な妊娠期を送れるよう支援していきます。

④ 乳幼児健康診査事業

【事業概要及び取組】

1歳未満の乳児や1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施し、乳幼児期の病気の早期発見や発育・発達の遅れのある子どもの早期療育へつなげていきます。乳幼児健康診査未受診者には、はがきや文書で受診勧奨するほか、保健師による電話連絡や訪問を行っています。健診対象時期を過ぎても受診されない場合は、保育所や幼稚園等からの情報で母子の状況を確認し、必要な支援へ結び付けていきます。

乳幼児健康診査の量の見込み

(単位：人)

	H30実績	R2	R3	R4	R5	R6
乳児委託健康診査	296	320	316	310	304	300
4ヶ月児健康診査	159	160	158	155	152	150
1歳児健康診査	168	160	158	155	152	150
1歳6か月児健康診査	184	180	176	172	168	164
3歳児健康診査	232	220	210	198	186	174

## ⑤ 歯科保健事業

### 【事業概要及び取組】

乳歯の生え始めから生え揃う幼児期に歯科健診を実施し、ブラッシング指導やフッ素塗布を紹介し、歯の健康に努めていきます。

また、保育所や学校と連携し、歯みがきの習慣やおやつとの与え方など、食育を含めた歯に良い環境づくりをめざします。

歯科保健事業の量の見込み

(単位：人)

	H30実績	R2	R3	R4	R5	R6
1歳児健康診査	168	160	158	155	152	150
1歳6か月児健康診査	184	180	176	172	168	164
2歳児歯科健康診査	151	155	155	157	157	160
3歳児健康診査	232	220	210	198	186	174

## ⑥ 乳幼児栄養相談事業

### 【事業概要及び取組】

乳幼児期の食事・栄養に関する不安を軽減するため、乳幼児健診や訪問等の機会を通じて相談を行っていきます。また、子育て広場の中で、食のスタートである離乳食の学習の場を設け、乳幼児期からの規則正しい食習慣への支援を図っていきます。

## ⑦ 子育て広場事業

### 【事業概要及び取組】

子育て中の方が気軽に相談及び情報交換できる場を提供することにより、不安の軽減やストレス解消を図ることができるよう支援していきます。

## ⑧ 精神発達精密検査事業

### 【事業概要及び取組】

1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等で、言葉が遅い、落ち着きがないなど、育てにくさを感じる子どもへ、心理士や言語専門員による精密検査を実施し、家庭での対応や療育機関の紹介を行う等、早期に療育支援へつなげていきます。

## ⑨ 思春期教室事業

### 【事業概要及び取組】

思春期の子どもが心身ともに健全に自立かつ成長し、命を大切にできるよう、学校等の関係機関と連携し、心と体の発達や健康に関する知識の普及啓発に努めていきます。

思春期教室の量の見込み

(単位：人)

	H30実績	R2	R3	R4	R5	R6
思春期教室	300	255	285	272	274	260

## ⑩ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止事業

### 【事業概要及び取組】

喫煙や受動喫煙、飲酒、薬物乱用等による健康への悪影響に対する理解を深め、問題行動を抑制できるよう、各種機会を通じた普及啓発を図っていきます。

## ⑪ 産前産後支援事業

### 【事業概要及び取組】

安心して出産・子育てができるように、父親の積極的な子育て参加を推進する場を提供することにより、子育ての楽しさ、喜びを分かち合うことができるように支援していきます。

## (7) その他事業

### ① ファミリー・サポート・センター事業

#### 【事業概要】

児童の預かり等の「子育てをお手伝いしてほしい人」（利用会員）と「子育てをお手伝いしたい人」（提供会員）が、会員として登録し相互の責任と信頼関係のもとに、地域の中で子育てをサポートする事業です。

#### 【取組の方向】

依頼内容の条件にあったサポートができる提供会員を紹介し、サポート活



動を通して安心して子育てができる地域をめざしていきます。

ファミリーサポートセンター事業の量の見込みと確保方策 (単位：人日)

	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保方策	10	10	10	10	10
差異(②-①)	0	0	0	0	0

② 要保護児童対策地域協議会

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会とは、地域や関係機関、関係団体が一体となって、児童虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するためのネットワークシステムです。児童虐待に関する相談が複雑かつ重層化する中、この協議会において、要支援家庭への適切な対応や要保護児童の早期発見に努め、地域全体で児童虐待防止の機運をより一層高めるとともに、支援の必要な子どもへの取り組みを推進します。

③ 未就学児指導教室（幼児サポート教室）

【事業概要】

幼児サポート教室は、平川市教育委員会が実施する通級指導教室と連携し、個々に応じた指導プログラムによる個別指導を行います。そのため、療育指導員を配置し、言葉の発達に対する指導、適応指導、教育相談等に関する指導を行います。

④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）及び日用品、文房具その他の教育・保育等に必要物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【取組の方向】

給食費（副食材料費）の助成について実施していきます。

(8) 母子保健事業「健やか親子21(第2次)」における課題や指標

母子保健の取り組みについては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の母子保健計画策定指針により、「健やか親子21(第2次)」で示された課題や指標を基本として策定するものとされており、課題ごとに現状値を明らかにし、目標値を定め、達成状況を評価していきます。

【基礎課題A】 切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策

指標名	ベースライン	直近値
妊産婦死亡率	国：4.0%(H24) (出産10万対) 市：0%	国：3.4%(H29) (出産10万対) 市：0% (H30)
全出生数中の低出生体重児の割合	国：低出生体重児：9.6% 極低出生体重児：0.8% (H24) 市：低出生体重児：9.3% 極低出生体重児：0.5% (H25)	国：低出生体重児：9.4% 極低出生体重児：0.7% (H29) 市：低出生体重児：13.1% 極低出生体重児：0.6% (H30)
むし歯のない3歳児の割合	国：81.0% (H24) 市：61.6% (H25)	国：85.6% (H29) 市：81.9% (H30)
妊娠中の妊婦の喫煙率	国：3.8% (H25) 市：3.5% (H25)	国：2.7% (H29) 市：1.3% (H30)
妊娠中の妊婦の飲酒率	国：4.3% (H25) 市：3.0% (H25)	国：1.2% (H29) 市：3.9% (H30)
乳幼児健康診査の未受診率	国：3～5か月児：4.6% 1歳6か月児：5.6% 3歳児：8.1% (H23) 市：4か月児：5.7% 1歳6か月児：6.5% 3歳児：2.7% (H25)	国：3～5か月児：4.5% 1歳6か月児：3.8% 3歳児：4.8% (H29) 市：4か月児：3.6% 1歳6か月児：2.1% 3歳児：0.9% (H30)
仕上げ磨きをする親の割合	国：69.6% (H26) 市：3歳児：97.3% (H25)	国：73.1% (H29) 市：3歳児：99.1% (H30)
周産期死亡率	国：出産千対 4.0%、 出生千対 2.7% (H24) 市：0% (H25)	国：出産千対 3.5%、 出生千対 2.4% (H29) 市：0% (H30)
新生児死亡率、乳児(1歳未満)死亡率(出生千対)	国：新生児死亡率：1.0% 乳児死亡率：2.2% (H24) 市：新生児死亡率：0% 乳児死亡率：0% (H25)	国：新生児死亡率：0.9% 乳児死亡率：1.9% (H29) 市：新生児死亡率：0% 乳児死亡率：0% (H30)
妊娠11週以下での妊娠の届出率	国：90.8%(H24) 市：89.6% (H25)	国：93.0%(H29) 市：94.2%(H30)
出産後1か月児の母乳育児の割合	国：47.5% (H25) 市：4か月児：38.0% (H25)	国：45.8% (H29) 市：4か月児：45.3% (H30)
不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数	国：134,943件 (H24) 市：7件 (H25)	国：139,752件 (H29) 市：16件 (H30)

中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	ベースライン調査	今後の調査
国：減少 市：0%	国：2.8% 市：0%	人口動態統計	人口動態統計
国：減少 市：減少	国：減少 市：減少	人口動態統計	人口動態統計
国：85% 市：68%	国：90.0% 市：85.0%	母子保健課調査	地域保健・健康増進事業報告
国：0% 市：0%	国：0% 市：0%	厚生労働科学研究	母子保健課調査
国：0% 市：0%	国：0% 市：0%	厚生労働科学研究	母子保健課調査
国：3～5か月児：3.0% 1歳6か月児：4.0% 3歳児：6.0% 市：4か月児：3.7% 1歳6か月児：4.6% 3歳児：2.0%	国：3～5か月児：2.0% 1歳6か月児：3.0% 3歳児：5.0% 市：4か月児：3.0% 1歳6か月児：2.0% 3歳児：1.0%	地域保健・健康増進事業報告	地域保健・健康増進事業報告
国：75.0% 市：100.0%	国：80.0% 市：100.0%	厚生労働科学研究	母子保健課調査
国：－ 市：0%	国：－ 市：0%	人口動態統計	人口動態統計
国：－ 市：0%	国：－ 市：0%	人口動態統計	人口動態統計
国：－ 市：増加	国：－ 市：増加	地域保健・健康増進事業報告	地域保健・健康増進事業報告
国：－ 市：増加	国：－ 市：増加	厚生労働科学研究	母子保健課調査
－	－	母子保健課調査	母子保健課調査

**【基盤課題B】 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策**

指 標 名	ベ ー ス ラ イ ン	直近値
児童・生徒における痩身傾向児の割合	国： 2.0% (H25) 市： 1.3% (H25)	国： 1.9% (H29) 市： 2.1% (H30)
児童・生徒における肥満傾向児の割合	国： 9.5% (H25) 市：12.3% (H25)	国： 8.9% (H29) 市：11.9% (H30)

**【基盤課題C】 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり**

指 標 名	ベ ー ス ラ イ ン	直近値
妊婦健康相談	市：98.5% (H25)	市：99.4% (H30)
子育て広場	市：子育て相談 95人 離乳食教室 140人 (H25)	市：子育て相談 270人 離乳食教室 270人 (H30)

**【重点課題①】 育てにくさを感じる親に寄り添う支援**

指 標 名	ベ ー ス ラ イ ン	直近値
就学前の障害児に対する通所支援の利用者数	国：37,505人 (H25) 市：9人 (H25)	国：同左 市：27人 (H30)

**【重点課題②】 妊娠期からの児童虐待防止対策**

指 標 名	ベ ー ス ラ イ ン	直近値
児童虐待による死亡数	国：心中以外：58人 心中：41人 (H24) 市：0人 (H25)	国：心中以外：52人 心中：13人 (H29) 市：0人 (H30)
市町村における児童虐待相談対応件数	国：73,200件 (H24) 市：2件 (H25)	国：106,615件 (H29) 市：5件 (H30)

中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	ベースライン調査	今後の調査
国：1.5% 市：減少	国：1.0% 市：減少	学校保健統計調査	学校保健統計調査
国：8.0% 市：減少	国：7.0% 市：減少	学校保健統計調査	学校保健統計調査

中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	ベースライン調査	今後の調査
100 %	100 %	保健活動のまとめ	保健活動のまとめ
それぞれが増加	それぞれが増加	保健活動のまとめ	保健活動のまとめ

中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	ベースライン調査	今後の調査
—	—	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ

中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	ベースライン調査	今後の調査
国：それぞれが減少 市：—	国：それぞれが減少 市：—	厚生労働省「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書	厚生労働省「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書
—	—	福祉行政報告例	福祉行政報告例

## 第5章 計画の策定（その他の事項）

### 1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本市では、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、既存施設の意向を尊重しながら、認定こども園への移行を推進します。また、一体的な教育・保育及び質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の合同研修の実施に向けて、関係機関との連携を図ります。

また、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、子どもの成長段階に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定的に継続して提供することは、子どもの健やかな育ちにとって重要であるため、本市では、子どもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所等が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや、成長段階に応じた切れ目のない子育て支援サービスの充実を図るための取組を推進します。

さらに、教育・保育施設等の連携が必要であるとともに、小学校等とも相互理解を深め、連携することが重要であるため、その取組を推進します。

### 2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本市では、子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保及び保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮した円滑な給付に取り組んでいきます。

### 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市では、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備等に取り組んでいきます。

### 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する青森県との連携

本市では、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、青森県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

## 5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、青森県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに保育所等、子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

### 2 進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげていきます。



## 資料編

### 1 子ども・子育て会議

#### (1) 平川市子ども・子育て会議条例

平成25年6月18日 条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、平川市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 平川市子ども・子育て会議の委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名 等	備 考
1	小 山 セ ツ	平賀幼稚園	
2	今 井 哲	平川市保育連絡協議会代表	
3	成 田 忠 久	平川市子育て支援拠点実施事業者代表	会 長
4	齋 藤 憲 法	平川市放課後児童クラブ実施事業者代表	
5	佐 藤 薫	平賀幼稚園父母の会代表	
6	田 邊 覚	平川市保育園父母の会代表	
7	佐 藤 鮎 美	平川市子育て支援拠点事業実施施設父母の会代表	
8	山 内 祐 世	平川市放課後児童健全育成事業実施施設父母の会代表	
9	栗 林 セ ツ	平川市民生委員・児童委員協議会代表	
10	相 馬 み どり	平川市民生委員・児童委員（主任児童委員代表）	
11	工 藤 貴 志	平川市連合PTA代表	
12	相 馬 伸 光	平川市校長会（小学校代表）	
13	船 水 徳 生	平川市社会福祉協議会（児童館代表）	副会長
14	加 藤 芳 和	平川市教育委員会	
15	三 上 裕 樹	平川市福祉事務所長	



---

## 第2期平川市子ども・子育て支援事業計画

---

- ◆ 発行年月 令和2年(2020年)3月
  - ◆ 発行 平川市  
〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山25番地6  
TEL 0172-44-1111(代表) FAX 0172-44-8619  
<http://www.city.hirakawa.lg.jp>
  - ◆ 編集・印刷 平川市健康福祉部子育て健康課  
〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山16番地1  
TEL 0172-44-1111(代表) FAX 0172-44-0068
-